

## 大阪広域環境施設組合少額比較見積実施の取扱いについて

### 1 少額比較見積の対象契約

大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）の発注する次の契約とする。ただし、単価契約は予定価格(単価)の額に予定数量を乗じた額が下記の金額に該当する契約とする。

- (1) 予定価格が 40 万円を超えない物品買入
- (2) 予定価格が 40 万円を超えない物品借入
- (3) 予定価格が 40 万円を超えない工事以外の請負契約
- (4) 予定価格が 50 万円を超えない業務委託（入札案件を除く）

### 2 見積書を徴取する相手方の選定

- (1) 本組合入札参加有資格者名簿に登録のある者、ただし、少額・緊急修繕請負契約にあつては、「工事請負」において登録種目の範囲内で「修繕」の項目の登録のある者から優先して 2 者以上を選定することとする。選定に際しては、中小企業を優先し、特定の業者に偏ることのない様、比較見積を実施の都度見積徴取の相手方を変更するよう努める。
- (2) 見積書を徴取する相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者を選定するものとする。

### 3 見積書の様式

見積書の様式は、本組合所定の見積書（別紙 1 又は別紙 2）とする。

### 4 見積書徴取の方法

見積書を徴取する際は、予め作成した納期及び納入場所等の必要事項を記載した仕様書、見積書等を F A X または郵便、電子メール等で提示し、提出を求めるものとする。

### 5 見積書の無効

- (1) 見積書提出後、契約相手方の決定までに見積書を提出した者が大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置及び大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の見積は無効とする。
- (2) 次のいずれかに該当する見積は無効とする。
  - ア 所定の日時まで所定の場所に提出されない見積
  - イ 見積書に記名のない見積
  - ウ 同一案件に対して 2 通以上の見積をした場合のそのすべての見積
  - エ その他見積に関する条件に違反した見積

## 6 契約の相手方の決定

- (1) 徴取した見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした相手を契約の相手方とするものとする。
- (2) 前項において、最低価格見積者が2者以上あるときは、減価交渉(再見積の徴取)し、契約相手方を決定するものとする。減価交渉の余地ない場合は、当該見積者にくじを引かせて、契約相手方を決定するものとする。

## 7 契約相手方決定の通知

契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を当該見積者に通知する。

## 8 契約書等の提出

- (1) 契約の相手方に対して、契約書及び見積書に記名・押印のうえ提出を求めるものとする。その場合、仕様書等追加文書があるときは、添付のうえ押印又は割印をするものとする。  
ただし、大阪広域環境施設組合契約規則第33条第1項及び第2項の規定により、契約書を省略する場合は、見積書をもって契約書に代用するものとする。
- (2) 比較相手方に対して、見積書に記名・押印のうえ提出を求めるものとする。ただし、予定価格が10万円以下の場合は、見積書の写しでも可能とする。

## 9 契約の締結

前条の規定により提出された契約書等をもって、決裁権者の承認を得た時点で契約の締結とする。

## 10 契約相手方への通知

契約相手方への契約日の通知は書面により行う。

## 11 契約の解除

- (1) 契約相手方が決定後、契約締結までの間に、決定者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。
- (2) 契約締結後、契約履行期間中に契約者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 12 その他

事務局長が特に必要があると認められるときは、本取扱いと異なる取扱いをすることができる。